

令和7年度飯塚地区消防組合会計年度任用職員の採用を次のように実施する。

令和7年3月3日

飯塚地区消防組合長 武井 政



令和7年度飯塚地区消防組合会計年度任用職員募集要領

- 1 採用人数 3名
- 2 採用日 令和7年4月1日(火曜日)
- 3 採用期間 採用日より令和8年3月31日まで(条件により雇用期間の延長有り)
- 4 採用条件
 - (1) 学歴 不問
 - (2) 雇用形態 飯塚地区消防組合会計年度任用職員
 - (3) 資格要件
 - ア 普通自動車免許を有する者
 - イ パソコン(Excel、Wordなど)の操作ができる者
 - (4) 応募資格

次の項目に該当する者は応募できません。

 - ア 飯塚地区消防組合職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者
- 5 業務内容 総務課事務補助・予防課事務補助
- 6 勤務場所 飯塚地区消防本部 飯塚市菰田52番地1
- 7 勤務条件 別紙のとおり
- 8 募集要領
 - (1) 募集期限 令和7年3月14日(金曜日)17時00分まで
 - (2) 提出書類 履歴書(写真付き)
 - (3) 提出先 必要書類を持参し、飯塚地区消防本部総務課まで提出

※ 郵送での申し込みは不可

9 選考

- (1) 日 時 令和7年3月19日(水曜日)
- (2) 場 所 飯塚地区消防本部 飯塚市菰田 52 番地 1
- (3) 方 法 書類審査及び面接試験
- (4) その他 面接時間の詳細については、決定次第、電話又は書類にて通知

10 採否決定

- (1) 決定日 面接後3月下旬
- (2) 通 知 採用者及び不採用者には書面もしくは電話で通知

別紙勤務条件

1 勤務時間等

パートタイム勤務：1日につき7時間45分を超えず、かつ4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲で任命権者が定める。

※総務課事務補助：常勤職員の7割程度、予防課事務補助：常勤職員の6割程度

2 休憩時間12時15分～13時00分

3 休日

(1) 土曜日、日曜日及び週休日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日～翌年1月3日

4 所定外労働等

(1) 所定外（休日を含む）の勤務については通常はないが、会議などの理由により勤務を命じる場合がある。

(2) 災害規模に応じ、災害対応業務を行う場合がある。

5 健康保険等

福岡県市町村職員共済組合保険（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険に加入

6 年次有給休暇

有（飯塚地区消防組合会計年度 任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による）

7 その他有給休暇

有（飯塚地区消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による）

8 報酬支払

勤務した月の翌月の22日（22日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は繰り上げる）

9 任用期間

最長1年間

※ 新規採用者は1ヵ月の条件付任用期間あり（この間の勤務実績が良好な評定を得た場合に限り、以降の任用を行うものとする。）

10 期間満了前の退職

任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職予定日の2週間前に所属長を経て、任命権者に退職願を提出しなければならない。

11 解任

次の項目に該当する場合、任用期間途中で解任することがある。

(1) 勤務成績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、業務遂行に支障があり、または、これに堪えない場合

(3) その他、その業務に必要な適格性を欠く場合

12 基本報酬

飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例により支給する。

13 手当等

飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則により支給する。

14 服務

一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務など服務上の規程が適用されます。

15 その他

(1) 次の項目該当する場合は、採用を取り消すことがあります。

ア 履歴書などに虚偽の記載が判明した場合

イ 必要とする免許・資格などを取得していない場合や、当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合

(2) 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となる。